

裁 決 書



審査請求人

[REDACTED]

[REDACTED]

処分庁

[REDACTED] 福祉事務所長

上記審査請求人が令和3年5月13日に提起した、上記処分庁による生活保護法第24条第3項の規定に基づく保護申請却下決定処分についての審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求に係る処分を取り消す。

第1 事案の概要

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、処分庁が審査請求人に対して令和[年]月[日付]で行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第24条第3項の規定に基づく保護申請却下決定（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

2 事案の経緯等

- (1) 審査請求人は、令和2年8月7日、処分庁に対し、法による保護の申請（以下「本件申請」という。）をした。

本件申請時点において、審査請求人は、審査請求人の妻（以下単に「妻」という。）と法律上の婚姻関係にあり、妻及び審査請求人の長女（以下単に「長女」という。）と同居していた。

- (2) 処分庁は、同月12日、審査請求人宅を訪問し、審査請求人と面談を行い、審査請求人の保有する資産等の状況について聴取した。

- (3) 処分庁は、同月13日、妻へ架電し、審査請求人との居住実態や婚姻関係、妻及び長女の就労収入等について聴取した。

- (4) 処分庁は、同月21日付けで、却下の理由を「ローン付き住宅を保有しているため。なお、[REDACTED]さん、[REDACTED]さん及び[REDACTED]さんは同一世帯として認定します。」と処分通知書に記載して、本件申請を却下する処分（以下「前処分」という。）を行った。

- (5) 審査請求人は、同年9月8日、埼玉県知事に対し、前処分の取消しを求める審査請求をした。

- (6) 審査請求人及び妻は、[REDACTED]に離婚届を提出し、同年9月30日に受理された。

- (7) 埼玉県知事は、前処分に係る処分庁の判断は、保護の要否を決定するに当たり考慮すべき保護の要件（法第4条第1項）について検討過程において瑕疵がある等違法な処分であるとして、令和3年2月25日付けで前処分を取り消す旨の裁決（以下「令和3年2月25日付け裁決」という。）を行い、前処分は取り消された。

- (8) 処分庁は、法第29条に基づく再調査や前妻への聞き取り調査等を行った。

- (9) 処分庁は、令和3年3月19日、検討会議を開催し、検討の結果、前妻及び長女を同一世帯として認定すべきであり、世帯収入が最低生活費を上回る

として、同年●月●日付けで本件処分を行った。

(10) 審査請求人は、同年5月13日、本件処分の取り消しを求める本件審査請求を提起した。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

(1) 処分庁による否決理由は既に令和3年2月25日付け裁決にて解決済みである。

審査請求人は、自身の離婚について、適時に処分庁へ通知しており、処分庁はその事実を把握しているにもかかわらず、前処分の取消し後に本件申請を却下する理由はない。

(2) 本件処分理由において、「さらに、妻としては、申請者がお金に困っていたのならば、一言言ってくれればお金だって払えた旨の説明もなされている。」とあるのは、事実に反する虚偽の捏造された主張である。

この捏造された主張が仮に正しいとするならば、「審査請求人の妻は生計費を一切負担していない状態」を把握できる内容である。

その当時において審査請求人が失業中であることをその妻は認知しており、審査請求人の収入がなく生活費の捻出を心配するのが通常の夫婦関係と思われる。しかし、捏造文書では、それを妻が心配する様子はうかがえないわば他人事の発言であり、これをもってしても夫婦関係が解体されている事実は明白である。

さらに、本件申請から前処分に至るまでの期間がわずか3週間であったことからも、処分庁における調査は不充分であり、否決理由が誤っていたことは明白である。

処分庁は、審査請求人の離婚の事実を知りながらも放置した。

処分庁は、前処分の違法を謝罪し、保護申請時点に遡って支給すれば良いが、本件処分時点で処分庁の誠意は全くなく、本件申請について、違法判断を行使してでも拒絶ありきが前提にあるとしか考えられない。

(3) 審査請求人が離婚した後においても、審査請求人は処分庁に対して却下理由の違法性を度重ねて追及したが、処分庁の担当者は、法令等を再確認することなく「処分庁の判断は間違っていない。」とことごとく審査請求人の主張を繰り返し退け続けた。

処分庁の担当者は、「審査庁から異なる裁決がなされない限り、処分庁の判断は変わる余地がなく、来庁しても無駄である。」との違法な説明をし、審査請求人及びその弁護士は、処分庁に違法判断を指摘するため訪庁するという目的を退けられたため、審査請求人は前住居を退去せざる得なくなつた。

2 処分庁の主張

(1) 本件に係る法令等の規定については以下のとおりである。

ア 保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。但し、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができる（法第10条）。

イ 同一の住居に居住し、生計を一にしている者は、原則として、同一世帯員として認定すること。なお、居住を一にしていない場合であっても、同一世帯として認定することが適當であるときは、同様とすること（昭和36年4月1日付け厚生省社発第123号厚生事務次官通知（以下「次官通知」という。）第1）。

ウ 法における世帯の認定にあたって、夫婦は原則として同一世帯に属していると判断されるが、夫婦であっても、夫が妻以外の者と同棲し、妻と別居している期間が相当長期にわたっている場合等夫婦関係の解体が明白である場合には、世帯を異にしていると判断すべきものと考えられる（「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問1-1）。

エ 保護の要否の判定は原則としてその判定を行う日の属する月までの3箇月間の平均収入充当額の基づいて行うこととする（昭和38年4月1日付

け社発第246号厚生省社会局長通知（以下「局長通知」という。）第10-2)。

(2) 令和2年8月12日の訪問調査時や同月13日の電話調査時に、審査請求人と妻双方から日常的な会話等は一切なく、家事や家計も別であるとの申し出があった。しかし、審査請求人と妻が同一の住居に居住していたのは事実であり、申請時においては離婚に向けた調停・裁判等の具体的な手続を行っていなかった。加えて、令和3年3月5日の聴取時に、妻より、当該住居は、審査請求人が借主であったところ、妻と長女は、家賃も光熱水費も支払っておらず、家計上の支出を抑えることを意図して審査請求人と同居していた旨の説明があり、経済的恩恵を少なからず享受していたものと考えられる。さらに、妻としては、審査請求人がお金に困っていたのならば、一言言ってくれればお金だって払えた旨の説明もなされている。

以上から、処分庁は、審査請求人世帯は上記(1)ウの「夫婦であっても、夫が妻以外の者と同棲し、妻と別居している期間が相当長期にわたっている場合等夫婦関係の解体が明白である場合には、世帯を異にしていると判断すべきもの」には該当せず、夫婦は原則として同一世帯に属していると判断されることを踏まえ、審査請求人と妻は同一世帯として認定した。また、長女においても同様に、審査請求人及び妻と同一の住居に居住しており、妻によると、長女は妻と生計を同一にしていると聴取していることから、3人は同一世帯として認定した。

その上で、令和3年3月15日に受領した本件保護申請当時における妻の令和2年6月度及び7月度及び8月度給与明細書の写し及び令和2年1回目の賞与明細書の写しに記載のある妻の就労収入および賞与収入を用いて、上記(1)エに基づき、審査請求人世帯の保護の要否判定を行った。なお、長女の就労収入については具体的な挙証資料の提出がないため、計上しないこととしている。

保護申請当時における審査請求人世帯の最低生活費は214,690円(生活扶助：155,690円、住宅扶助：[]円)である。世帯収入は妻の賞与収入を受給月のみで認定した場合も、妻の賞与収入を分割認定した場合も、世帯収入が最低生活費を上回っており、審査請求人は申請当時、経済的に急迫した状態ではなかったものと判断できることから、生活保護の適用を行う必要はない。

以上のことから、処分庁が行った本件処分については、適法かつ適正な判断によるものであり、本件審査請求に対し棄却との裁決を求める。

第3 理由

1 本件に係る法令等の規定について

- (1) 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるもの、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる(法第4条第1項)。また、保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならないとされ(法第24条第3項)、この書面には、決定の理由を付さなければならないとされている(同条第4項)。
- (2) 保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとするとされている(法第10条)。そして、保護世帯の認定は、同一の住居に居住し、生計を一にしている者は、原則として、同一世帯員として認定することとしている。なお、居住を一にしていない場合であっても、同一世帯として認定することが適当であるときは、同様とすることとしている(次官通知第1)。
- (3) 問答集第1では、世帯の認定について、「世帯」とは、通常社会生活上の単位として、居住及び生計をともにしている者の集まりをいうが、法に規定する「世帯単位の原則」における「世帯」は、主に生計の同一性に着目して、社会生活上、現に家計を共同にして消費生活を営んでいると認められるひと

つの単位をさしている。

もっとも、次官通知は、同一居住、同一生計の者は原則として同一世帯と認定することとしているが、これは、生計を一にしているか否かの認定が主として事実認定の問題であるところから、比較的事実認定が容易な同一居住という目安をあわせて用いることとしたものである。このような目安としては、他に重要なものとして居住者相互の関係（親族関係の有無、濃密性等）があるが、判定が困難なケースについては、更に消費財及びサービスの共同購入・消費の共同、家事労働の分担、戸籍・住民基本台帳の記載事実等の事実関係の正確な把握に基づき、個々の事例に即して適正な世帯認定を行うことになる。

なお、同一居住は同一生計の判定の上で重要ではあるが、ひとつの目安であるにすぎないから、同一の住居に居住していくなくても社会生活上同一世帯と認定するのが適當な場合がありうる。」としている。

(4) 問答集問1-1では、「世帯を異にしている夫婦」の答として、法における世帯の認定にあたって、夫婦は原則として同一世帯に属していると判断されるが、夫婦であっても、夫が妻以外の者と同棲し、妻と別居している期間が相当長期にわたっている場合等夫婦関係の解体が明白である場合には、世帯を異にしていると判断すべきものと考えられる。世帯を異にしている場合であっても、夫と妻は生活保持義務の関係にあるわけであるから、扶養の義務の履行につき協議することは必要であり、能力があるにもかかわらずこれに応じない場合には、家庭裁判所に対する調停又は審判の申立ての指導を考慮する必要があるとしている。

(5) 問答集問1-3では、「生計の同一性」の答として、法にいう世帯とは、社会生活上の単位として居住及び生計をともにしている者の集まりをいうものであり、世帯の認定に当たっては消費物資の共同購入、炊事の共同及び家具什器の共同使用等の諸要素を勘案して判断すべきものであるとしている。

(6) 次官通知は、地方自治法第245条の9第1項及び第3項の規定に基づく法定受託事務に係る法の処理基準とされている。

2 本件処分の違法性又は不当性の有無について

(1) 保護の決定における世帯の認定に当たって、同一世帯に該当するか否かの判断は、保護の実施機関の合理的な裁量に委ねられているというべきであつて、その判断要素の選択や判断過程に合理性を欠くところがないかを検討し、その判断が重要な事実の基礎を欠くか、又は、事実に対する評価が合理性を欠くこと等によりその内容が社会通念に照らし妥当性を欠くものと認められる場合には、裁量権の行使としてされた処分が違法なものになると解される。

(2) 審査請求人と妻との生計の同一性について、処分庁は、令和2年8月12日の訪問調査時や同月13日の電話調査時に、審査請求人と妻双方から、日常的な会話等は一切なく、家事や家計も別であるとの申し出があったとしている。

これについて、処分庁が提出した再調査報告（乙第2号証）によると、令和2年8月12日の訪問調査時に、審査請求人から、「

【】旨を聴取したことが認められる。

また、同月13日の電話調査時に、妻から、「

」旨

を聴取したことが認められる。

(3) 処分庁は、令和3年3月5日の再調査時に、妻より、当該住居は、審査請求人が借主であったところ、妻と長女は、家賃も光熱水費も支払っておらず、家計上の支出を抑えることを意図して審査請求人と同居していた旨の説明を聴取し、本件処分の判断に当たり、生計の同一性を証する事実として評価したことが認められる。

(4) また、処分庁は、同月3日の再調査時に、妻より、申請当時審査請求人がお金に困っていたのならば、一言言ってくれればお金だって払えた旨の説明を聴取し、本件処分の判断に当たり、生計の同一性を証する事実として評価したことが認められる。

(5) 処分庁が審査請求人及び妻から聴取した上記(2)の内容は、夫婦関係が解体していることを明白に窺わせるものであるといえ、処分庁は、審査請求人の世帯の認定に当たり、上記(2)に現れた夫婦関係や生活実態を十分勘案した上で生計の同一性を判断する必要があったといえる。しかし、処分庁は、本件処分において、それらを重要な事実として評価して生計の同一性を判断したとは認められない。

また、処分庁は、上記(3)の妻からの聴取内容について、生計の同一性の根拠として挙げているが、むしろ、審査請求人との同居は、単に妻及び長女の家計の支出抑制の手段に過ぎないことを証するものであるといえ、生計の同一性の根拠とはならないというべきである。

さらに、処分庁は、上記(4)の妻からの聴取内容について、生計の同一性の根拠として挙げているが、世帯を異にしている場合であっても、夫と妻は生活保持義務の関係にあるわけであるから（問答集問1－1答）、生計の同一性の根拠とはならないというべきである。

(6) 以上のことから、本件処分における処分庁の判断は、事実に対する評価が

合理性を欠くものといわざるを得ず、その内容が社会通念に照らし妥当性を欠くものと認められるため、本件処分は違法なものであり、取消しを免れない。

第4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があるから、行政不服審査法第46条第1項の規定により主文のとおり裁決する。

令和3年11月15日

審査官 埼玉県知事 大野元裕

